

日本学術会議法附則第 3 条第 1 項及び第 4 条並びに第 8 条第 1 項の規定による
内閣総理大臣の権限の委任について

（令和 7 年 6 月 26 日）
内閣総理大臣決定

日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）附則第 9 条第 3 項の規定に基づ
き、下記の設立委員を指名し、同法附則第 3 条第 1 項及び第 4 条並びに第 8 条
第 1 項の規定による権限を委任する。

記

光石 衛 日本学術会議会長

以上